

訴訟事件の判決について

1 事件名

損害賠償請求事件（東京地方裁判所 平成28年（ワ）第30243号）

2 当事者

原告 元中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成28年（2016年）9月7日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成29年（2017年）2月2日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、被告が、中野区において生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けていた原告に対し平成26年7月分の食費・光熱費相当分57,000円の支払を怠り、原告の健康・社会活動ほかに支障を与えたなどと主張して、金1,500,000円の損害賠償金の支払を求めたものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対し、1,500,000円を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

ウ 仮執行宣言

との判決を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

被告は、原告に対し平成26年7月分の食費・光熱費相当分の支払を怠り、原告の健康・社会活動ほかに支障を与えた。そのため、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項ほかにより、損害賠償金の支払を求める。

6 判決

(1) 主文

ア 原告の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 原告が、被告が支払を怠ったと主張する57,000円については、住宅扶助費として賃料（共益費を含む。）の実費に充てられることが前提であり、原告が57,000円を受領した場合でも、その金額は、そのまま原告が住んでいたアパートの家主に対して支払わなければならないのであって、被告から当該家主に代理納付がされることによって、原告に何らかの損害が生じるとみる余地はない。

イ 生活保護法等においても、代理納付につき、被保護者である原告の了承を得ることは要件とされておらず、被告の担当者が原告の了承を得ずに代理納付したことで、国家賠償法上の違法が生じる余地はない。